

年末・年始も高病原性鳥インフルエンザ、 口蹄疫などの発生予防の徹底を！

- ◆ 近隣諸国では各種家畜伝染病の発生が継続して認められています。
(台湾の口蹄疫、中国の高病原性鳥インフルエンザなど…)
- ◆ 特に家きんについては、高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが最も高まる時期になっています。
- ◆ 年末年始を迎えるに当たり、以下の点に注意して、より一層の防疫対策の徹底をお願いします。

農場へウイルスを侵入させない・拡げない！！

◆ 発生国などへの渡航の自粛

- ・やむを得ず渡航する場合は、
 - ① 家畜飼養施設には立ち入らない。
 - ② 肉製品は持ち帰らない。
 - ③ 帰国したら空海港の検疫施設に立ち寄ること。

◆ 過去1週間以内に海外から入国(帰国)した人を農場には入れない

◆ 野生動物と飼養家畜を接触させない



- ・特に家きん飼養農場では防鳥ネットの点検、整備の徹底をお願いします。
- ・給水・給餌設備や餌の保管場所にねずみ、野鳥などの排泄物が混入しないように。

◆ 異常を見つけたら家畜保健衛生所に連絡をしてください。

岐阜県ホームページに家畜伝染病予防法改正についての情報を掲載しています。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/oshirase/kachiku-densenbyo-yoboho-kaisei.html>

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp